

### 生活困窮者自立相談支援事業を ご利用ください

生活や仕事探し、家賃の支払いなどでお困りの方、お子さんの学習面で不安がある方が相談できる事業です。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、相談が混み合っています。可能な限り、事前に福祉総務課 ☎470・7749 に電話し、来所日などを相談員にお知らせ願います。

【受付日時】開庁日の午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

- ①自立相談支援
  - 生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容（フロン）を支援員と一緒に考えます。必要に応じて関係機関への照会や同行支援を行います。
- ②住居確保給付金の支給
  - 「離職・廃業の日から2年以内の方」または「給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し離職や廃業と同程度の状況にある方」であり、かつ住居にお困りの方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給する支援です。支給には収入や資産の要件があります。
- ③子どもの学習支援事業
  - 市内在住の中学生を対象に、経済的事情などにより学習の機会が少ない、学習の不安を軽減します。

相談できる場所がほしい、といった方に対して、学習支援を行います。詳しくは同課へ。

### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

国では、社会福祉協議会の特別貸付について、総合支援金の再貸付まで借り終わった世帯や、再貸付について不承認とされた世帯で一定の要件を満たす世帯に対し、新たに支援金を創設しました。

この支援金については、詳細が決定次第、市ホームページや広報紙などでお知らせするほか、支給対象の可能性がある方へ、順次、申請手続きなどのご案内を発送する予定です。

現在、厚生労働省でコールセンターを開設しています。

### 新型コロナウイルス感染症の療養者の方にも郵便等投票が可能となりました

新型コロナウイルス感染症の宿泊療養者や自宅療養者、宿泊施設で待機する帰国者の方で、外出自粛要請などが選挙期間中と重なる場合は、6月25日に告示された東京都議会議員選挙から、郵便等投票を用いて行う投票方法が認められることになりました。

### 2年度個人情報保護制度の運用状況と情報公開制度の利用状況

個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。2年度の運用状況は、次の通りです。個人情報の開示請求

**個人情報保護制度の運用状況**

市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。2年度の運用状況は、次の通りです。個人情報の開示請求

**情報公開制度の利用状況**

市では、市民の皆さんの知



【受付時間】平日の午前9時～午後5時

【電話番号】0120・468030

【電話番号】0120・468030

【支給対象児童】2年4月28日～12月31日に出生し、給付金の申請日において、市の住

民基本台帳に登録されている児童

### 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、育する父母など（令和4年2月末日までに生まれた新生児など）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、次の通り給付金の支給を行います。

【支給対象者】次の①・②のすべてに該当する方（ひとり親世帯を除く）

①平成15年4月2日～令和3年3月31日生まれた児童（特別児童扶養手当の対象と

なる障害児の方は平成13年4月2日生まれ以降の方）を養育する父母など（令和4年2月末日までに生まれた新生児なども対象）

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

【支給額】児童1人につき5万円

### 新生児臨時特別定額給付金の申請期限は7月30日までです

国が実施した特別定額給付金の基準日の翌日（2年4月28日）以降に生まれ、給付金の対象とならなかった新生児を養育する家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、市独自に給付金を支給しています。

【支給対象者】申請日時点で支給対象児童の属する世帯の世帯主

【支給額】対象児童1人につき5万円

【申請方法】対象となる方には、給付金の案内文書および申請書を送付しています。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、同封の返信用封筒に入れて7月30日（金）までに児童青少年課へ返送してください。

詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

### ごみ集積所跡地の売却について

家庭ごみと資源物の全品目戸別収集（小型廃家電類を除く）に伴い、使用しなくなったごみ集積所の跡地について、跡地に隣接する土地を所有している方を対象に売却しています。必要書類などの詳細はごみ対策課までお問い合わせください。

【売却対象者】購入を希望する跡地に隣接する土地を所有する方

【売却価格】契約締結時点の固定資産税路線価を基礎として、狭小性に応じた減価率を乗じた上で、工作物の撤去費用を差し引いて算出

【売却時期】土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）に

ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）で配布するほか、市ホームページからも取得できます。詳しくはごみ対策課 ☎470・22117へ。

詳しくはごみ対策課 ☎470・22117へ。



### 学校給食費の納め忘れはありませんか

市立小学校では、保護者の皆さんから納入される給食費で安全な食材を購入し、衛生的な調理を行い、児童へ栄養バランスの取れた学校給食を提供しています。

給食費の滞納が累積すると、給食を提供するために必要な物資の購入費用が足りなくなると、提供する給食の質が低下するなどの支障をきたす恐れがあります。学校給食費は納めています。

### 固定資産税（家屋）の課税業務にご協力ください

1月2日～4年1月1日に新築や増築した家屋を対象に、固定資産税・都市計画税の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行います。

調査を行うときは、事前に文書で連絡します。

※調査時には「固定資産評価補助員」に選任された徴税吏員証を所持した市職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

来年度の課税対象家屋を把握するため、市職員が市内全域を巡回します。新築、増築または取り壊しによって課税台帳との差異がある場合は、戸別に調査を行います。

詳細は課税課家屋資産係 ☎470・7777（内線23422・2344）へ。



### 7月1日～7日は「飲酒運転させない TOKYO キャンペーン」期間です

同期間は、飲酒運転をさせない社会環境の醸成を目指し、都警視庁が関係機関・団体と連携して実施するものです。

飲酒運転は重大事故に直結し、当事者だけでなく周囲の人にも悲劇を招きます。

ドライバーは、飲酒運転は悪質な犯罪であるという認識をもち、飲酒運転を撲滅しましょう。都民安全推進

「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな」を忘れず、お互いに注意し合い、飲酒運転を撲滅しましょう。都民安全推進

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

### 7月1日～8月31日は「寄附禁止強化期間」です

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず、法律で禁止されています。有権者が寄附を求めるとも禁止されています。これに違反すると

罰則の対象となります。政治家は有権者に寄附を「贈らない」、有権者は政治家に寄附を「求めない」、政治家から有権者への寄附は「受け取らない」の三原則を守り、政治資金の健全な運用を実現しましょう。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

め忘れがないよう、納入にご協力をお願いします。

なお、納入が困難な場合には、在籍する小学校の校長または副校長、担任教師、栄養士へご相談ください。

詳しくは学務課保健給食係 ☎470・7779へ。

いします。

所有している家屋に変更等があった場合には、ご連絡ください

所有している家屋が次の①～③に該当する場合は、家屋資産税係までご連絡ください。

①建物の全部または一部を取り壊した場合②増築した場合③未登記家屋で相続・売買・その他の理由により所有者を変更した場合

詳しくは課税課家屋資産係 ☎470・7777（内線23422・2344）へ。

本部ホームページでは、キャンペーンの詳細や飲食店用・駐車場管理者用の「飲酒運転をさせないためのマニュアル」が掲載されています。また、警視庁ホームページでは飲酒運転の罰則などを、事例を交えて分かりやすく掲載しています。ぜひご覧ください。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。